

# 解体時のトランス・コンデンサ等廃電気機器等について

(東部健康福祉センター廃棄物課作成 H25.11.8改訂版)

## 1 概要

通常、建設工事では、建設工事の施主から直接請け負った建設業者（元請）が排出事業者となりますが、工事前から残されている廃棄物は、元の所有者の廃棄物となります。**PCB含有電気機器については、使用を終了した時点で廃棄物となりますので所有者（通常は施主）が排出事業者**になります。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下PCB廃棄物という）は、通常すぐには処分することができないため、処分できるようになるまで保管する必要があります。そのため、**事前措置として解体前に保管場所を移動する等の措置が必要**になります。

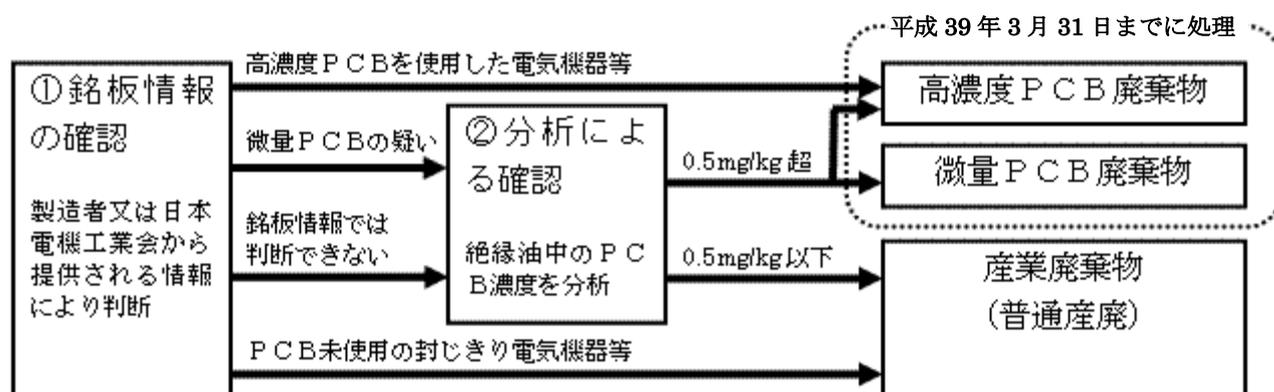
## 2 対象物

- ・蛍光灯安定器（一般家庭用には無し）、水銀灯安定器、トランス（変圧器）、コンデンサ（蓄電器）、PCB含有シーリング材 等

## 3 事前措置内容(PCB 廃棄物かの判断と適正保管)

### (1)対象物に PCB 含有がないかの確認

- ・封じ切り機器であるコンデンサ（高圧コンデンサ、低圧コンデンサ、サージアブソーバ）については、**1991 年以降に国内で製造された機器のうち、日本電機工業会の加盟メーカーが生産した機器は、汚染がない**と言えます。
- ・トランスのような絶縁油の交換が可能な機器については **1994 年以降に製造された機器のうち、日本電機工業会の加盟メーカーが生産した機器について、絶縁油に係るメンテナンス等が行われていないこと、又は、汚染のない油への入替え等が行われていることが確認できれば PCB の汚染がない**と言えます（富士電機、高岳製作所分を除く）。メンテナンス等、油の入替え等の状況が不明の場合は、計量法の登録を受けた環境計量証明事業者の分析調査が必要になります（**製造年だけでの判断はできません。**）。



- ・上記の基準値  $0.5\text{mg}/\text{kg}$  の適用を受けるのは、電気機器又は OF ケーブル（PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。）に使用された絶縁油に限られます。これ以外に PCB が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものは、基準値がなく数値にかかわらず“PCB 廃棄物”となるので、取扱いには十分に御注意ください。
- ・PCB が含まれた油を抜き取った後の廃電気機器や付着物も PCB 廃棄物になります。
- ・PCB 分析時に発生した、検査用の油を入れた容器、汚染油の付着したウエス、化学手袋等も PCB 汚染物になります。

## (2)PCB 廃棄物であった場合の対応

### 【移動】

- ・ PCB 廃棄物は、特別管理産業廃棄物である PCB 廃棄物（廃 PCB 等、PCB 汚染物）の収集運搬業許可業者でなければ委託を受け収集運搬することができません。
- ・ 静岡県の収集運搬業許可のある業者は、静岡県の公式ウェブサイトの廃棄物リサイクル課のページにある「静岡県産業廃棄物処理業者 WEB 検索システム」により検索することができます。
- ・ 排出者自らが運搬することは可能ですが、その場合ガイドラインに沿って運搬する必要があるため、漏えい時のリスク回避の観点から自社運搬は極力避けるようにお願いします。
- ・ 自社運搬される場合は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物収集・運搬ガイドライン」「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」を環境省ウェブサイトから御確認ください。
- ・ 既に PCB 廃棄物保管場所として届出をしてある場合は、移動前に「PCB 廃棄物保管場所変更運搬計画書」「PCB 廃棄物保管計画書」、移動後に「PCB 廃棄物の保管事業場の変更届出書」を提出してください。静岡県ウェブサイトから様式のダウンロードもできます。

### 【保管】

- ・ 特別管理産業廃棄物保管基準により保管してください。
- ・ 発生の翌年度から毎年度 PCB 廃棄物の保管及び処分状況等届出書の提出が必要になります。（新規の事業場については、発生年度内に仮報告をお願いしています。）
- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が必要になります（資格要件があります）。

### 【譲渡し及び譲受けの制限】

- ・ 何人も、PCB 廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはいけません。
- ・ PCB 廃棄物を保管する事業者が破産又は清算することにより、適正に保管することができなくなる場合は、下記の間合せ先まで御相談ください。

## (3)PCB 廃棄物でなかった場合の対応

- ・ 通常の産業廃棄物として処分できます。

※メーカーの不含証明書写、分析調査結果写などを処分業者に渡して PCB 廃棄物でないことを明確にしてください。

■ 次のような事例がありますので、紛失・誤廃棄のないように御注意願います。

- ・ 建築物の解体・整理時に紛失した事例
- ・ 解体業者に一時的に預けていた機器が盗難により紛失した事例
- ・ 工事中に誤って、機器を場外に搬出した際に紛失した事例
- ・ 建物を解体する際に金属くず業者に引き渡してしまった事例
- ・ 建築物の解体時に解体業者が電気機器の再利用業者に引き渡してしまった事例
- ・ PCB 含有濃度を確認しないで処理した事例

罰則 ・ PCB 廃棄物の譲渡し、又は譲受けに違反した場合

⇒3 年以下の懲役若しくは 1000 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。

問 合 せ 先 ： 静岡県東部健康福祉センター廃棄物課  
電話 0 5 5 - 9 2 0 - 2 1 0 6